



(住民投票の発議及び請求)

第28条 桂川町の議会の議員及び町長の選挙権を有する者(以下「有権者」という。)は、町政に関わる重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、町長に住民投票の請求をすることができる。

2 町長は、前項の請求があつたときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければならぬ。

3 議員は、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 町長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならぬ。

5 町長は、第1項の請求に係る署名者数が有権者の総数の3分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

第9章 地域コミュニティ

(地域コミュニティ活動への参画等)

第29条 町民は、地域コミュニティが行う多様な活動(以下「地域コミュニティ活動」という。)に積極的に参加することにより、これを守り育てよう努めるものとする。

2 町民は、地域コミュニティ活動への参加を通して、共生する地域住民とのつながりを強くするとともに、地域の抱える課題を共有し、その解決に向けて計画的に取り組み、住みよい地域社会の維持形成に努めるものとする。

3 地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について、町民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。

4 町民は、地域コミュニティ活動を展開していく中で、新たな人材の育成とともに、参画しやすい開かれた体制づくりに努めるものとする。

5 地域コミュニティは、他の地域コミュニティの自主性を尊重しながら、相互間の交流及び連携に努めるものとする。

(地域コミュニティ活動への積極的な支援)

第30条 町は、町民活動の重要な担い手である地域コミュニティの活動を尊重するとともに、その活動の推進及び指導者の育成など、まちづくりに関する必要な支援に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域の連携)

第31条 教育委員会は、学校、家庭及び地域との連携を深め、保護者及び地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の声や力を学校運営に反映させ、地域に開かれた活力ある学校づくりの推進に努めなければならない。

第10章 環境

(環境への配慮)

第32条 町民及び町は、貴重な自然環境と快適な生活環境を保全し、将来にわたって良好な環境を確保できるように努めなければならない。

2 町は、前項の規定に基づく施策の展開を図るとともに、町民への啓発に努めなければならない。

めなければならない。

第11章 連携及び交流等

(国及び県との連携協力)

第33条 町は、地方自治の本旨を踏まえ、必要に応じて、それぞれ適切な役割分担の下、国及び県と連携し、協力するものとする。

(他の地方公共団体等との連携)

第34条 町は、他の地方公共団体及び関係機関と積極的な情報交換及び相互理解を図り、連携協力して広域的な共通課題の解決及びまちづくりに取り組まなければならない。

(町外の人々との交流)

第35条 町民及び町は、町外の人々と環境、福祉及び観光等共通する課題について積極的に情報交換を行うとともに、交流を深め、その人々の知恵及び意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(多文化共生)

第36条 町民及び町は、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、互いの国籍、民族又は文化を理解し、尊重するよう努めなければならない。

第12章 条例の見直し等

(条例の検討及び見直し)

第37条 町は、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容を検討し、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

(自治基本条例推進委員会の設置)

第38条 町長は、この条例の趣旨及び目的に沿った自治の推進を図るため、桂川町自治基本条例推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) この条例の運用及び見直しに関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、自治の推進に関する重要事項

3 前項に定めるもののほか、委員会は、この条例の適正な運用及び見直しに関し、町長に意見を述べることができる。

(委員会の組織等)

第39条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 地方自治に見識を有する者 2人以内

(2) 公共的団体が推薦する者 2人以内

(3) 町民からの公募による者 4人以内

3 委員会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔問合先〕 企画財政課 企画調整係

☎ 65・1085